

契約結果調書

件名	「令和8年度 瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託		
契約日	令和 8年 5月 13日		
契約期間	令和 8年 5月 14日 から 令和 9年 3月 12日 まで（303日間）		
履行場所	瀬戸市内一円		
予定価格	事後公表	82,500 円	（見積書比較価格 82,500 円）
契約金額	別紙明細書のとおり		
受注者	50000028-0 公益社団法人 愛知建築士会 愛知県名古屋市中区栄2丁目10番19号		
契約の相手方とした理由	・ 診断棟数が多数のため、組織による効率的な実施が必要である。		
	・ 耐震診断・耐震改修の相談など、専門的な知識、経験及び統一的な判断が求められる。		
	・ 愛知県が要請する耐震診断員を統括できる組織である。		
	・ 上記要件を満たす組織が他にない。		
契約区分	単価契約（単価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	検査・測定		
担当課	都市計画課		
契約内容	別紙仕様書のとおり		
備考	別紙明細書の単価については、契約単価、数量については、発注予定数量を表す。		

当初受付番号 8-000588

契約番号 8-080590-0

仕様書

件名	「令和8年度 瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託
----	------------------------------------

仕様概要	別紙仕様書のとおり
------	-----------

「令和8年度瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託 仕様書

1 業務の目的

この業務委託（以下「業務」という。）は、「令和8年度瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」の一環として行うものであり、住宅所有者に建物の耐震性について正確な情報提供を行い、大規模地震に備え、耐震化の促進を図ることを目的とする。

2 業務内容

（発注者 瀬戸市 を「甲」とし、受注者 公益社団法人 愛知建築士会 を「乙」とする。）

- (1) 甲は、診断住宅に関する必要事項を記入した民間木造住宅耐震診断事業台帳（以下「事業台帳」という。）、派遣住宅所在地一覧表（地図）等、必要な資料を乙に提供する。
- (2) 乙は、(1)の事業台帳に記載された住宅に対し、愛知県民間木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）のリストの中から原則として派遣住宅に近い耐震診断員を派遣する。ただし、派遣業務の着手前に業務責任者名簿、業務従事者（耐震診断員）名簿（事業台帳に耐震診断員名、登録番号を記載したものでも可）、業務実施計画等を甲へ提出する。
- (3) 耐震診断員は、乙から派遣依頼された住宅に対して愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき次の業務を行う。
 - ・所有者と現地調査の日程調整の上、現地調査
 - ・診断結果報告書及び耐震改修概算工事費の作成
 - ・現地にて住宅の所有者あて診断結果報告書の提出及び一般的な補強方法の提示
- (4) 乙は、診断結果報告書の審査を行い、事業台帳に診断結果を記入するなど必要事項を整理の上、甲へ提出する。
- (5) 乙は、耐震診断員が誠意をもって市民に接しトラブルなく業務を遂行するよう、内容や目的等を十分説明し指導するものとする。

3 業務予定件数

- (1) 耐震診断（耐震改修概算工事費の提示含む） 40件程度

4 成果品

- (1) 耐震診断結果報告書 2部
- (2) 事業台帳（診断結果をとりまとめたもの）

5 その他注意事項

- (1) 乙は、甲が提供した資料を厳重に整理保管し、業務以外の目的に使用せず、又業務終了後甲に返却するものとする。また、業務上知り得た内容を他に漏らしたりしてはならない。
- (2) 甲は、必要と認めるときは、業務の処理状況等について乙に報告を求めることができる。
- (3) 業務の実施にあたり第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその責任を負うものとする。
- (4) 乙は、業務の実施にあたり営業を目的とした行為をしてはならない。